

関市中小企業等就職者奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、奨学金の貸与を受けて大学等へ進学し、市内の中小企業等に就職した者に対して、当該奨学金の返還に要する経費の一部について関市中小企業等就職者奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、定住を促進するとともに、中小企業等の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 法人及び個人（以下「事業主」という。）であって、資本金の額若しくは出資の総額が300,000,000円（小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては50,000,000円、卸売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては100,000,000円）以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては100人）以下のものをいう。
- (2) 対象従業員 令和6年3月1日以降に、新たに期間の定めのない労働契約に基づき市内の事業所に勤務する正規雇用者として中小企業等に雇用された者をいう。
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第1種学資貸与金又は第2種学資貸与金、都道府県が貸与又は融資（以下「貸与」という。）をする奨学金等、厚生労働省が行う技能者育成資金融資制度に基づき融資を受ける資金その他これに準ずるものとして市長が適当と認める奨学金等をいう。
- (4) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学（同法第108条に規定する短期大学及び同法第97条に規定する大学院を含む。）及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専

修学校（同法第125条に規定する専門課程に限る。）並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校をいう。
（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、対象従業員であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、又は修了していること。
- （2） 第7条第1項の規定により申請をした日（以下「申請日」という。）が属する年度の末日において40歳未満であること。
- （3） 貸与を受けた奨学金を自ら返還していること。
- （4） 次条に規定する対象奨学金について、国、県その他の団体からの補助金等の交付を受けていないこと。
- （5） 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

（補助金の交付対象となる奨学金）

第4条 補助金の交付対象となる奨学金（以下「対象奨学金」という。）は、申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間において、返還計画に沿って補助対象者が返還した奨学金（利息を含む。）とする。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者が最初に対象従業員になった日（当該日から起算して当該日が属する月の末日までの日数が15日未満である場合は、当該月の翌月の1日）又は奨学金の返還開始日のいずれか遅い日の属する月から起算して60月以内とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象奨学金の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第4条に規定する期間において本市の住民基本台帳に記載され、かつ、対象従業員として就業している月数に10,000円を乗じて得た額を限度とする。

2 前項の月数は、暦に従い計算し、1月に満たない場合は、15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上の場合は1月として計算する。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、関市中小企業等就職者奨学金返還支援補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、毎年1月1日から3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、過去に補助金の交付を受けたことがある申請者については、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 在職証明書(別記様式第2号)
- (2) 大学等を卒業し、又は修了したことを証する書類
- (3) 奨学金を貸与している機関が発行する奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
- (4) 前号の機関が発行する奨学金の返還総額、返還期間、割賦方法、割賦金額及び借入残額を確認できる書類の写し
- (5) 第4条に規定する期間において申請者が返還した奨学金(利息を含む。)の額が分かる書類の写し
- (6) 誓約書兼同意書(別記様式第3号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市中小企業等就職者奨学金返還支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに関市中小企業等就職者奨学金返還支援補助金交付請求書(別記様式第5号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市中小企業等就職者奨学金返還支援補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知する。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年6月20日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年度における対象奨学金に係る第4条及び第6条第1項の規定の適用については、第4条中「1月1日」とあるのは「3月1日」と、同項中「第4条」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用する第4条」とする。